

福岡県リサイクル総合研究事業化センター３Ｒメンバーズ会則

(名称)

第１条 本会は、福岡県リサイクル総合研究事業化センター３Ｒメンバーズと称し、略称を「ふくおか３Ｒメンバーズ」とする。

(目的)

第２条 本会は、公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター（以下「センター」という。）との情報交換を密接にし、会員とセンター及び会員相互の連携・共同体制を構築することにより、会員の研究開発、事業の創出及び発展を促進し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第３条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (１) 会員の交流
- (２) 情報発信
- (３) ビジネスマッチング
- (４) 人材育成
- (５) その他本会の目的を達成するために必要なもの

(会員)

第４条 本会は、第２条の目的に賛同する者により構成する。

２ 本会の会員は、法人会員（企業、大学、団体等）、個人会員、特別会員（行政機関等）のいずれかとする。

(入会)

第５条 本会に入会を希望する者は、別途定める様式により会長に申し込みを行い、その承認を得なければならない。

(退会)

第６条 会員は、退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。

２ 会員の廃業、長期にわたる本会との連絡不通など、会長が正当と認める理由がある場合は、退会したものとみなすことが出来る。

(会費)

第７条 本会の会費は、当分の間、無料とする。

(役員)

第８条 本会に次の役員を置く。

- (１) 会長 １名
- (２) 副会長 ３名以内
- (３) 理事 ４名以内

(選任)

第９条 役員は、会員の中から総会において選任する。

(職務)

第１０条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(任期)

第１１条 役員の任期は、就任年度の総会から次々年度の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

２ 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第12条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 企画運営委員会
- (4) その他必要な部会

2 会長が辞任するときは、臨時役員会により新会長を承認する。

(総会)

第13条 総会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

2 総会は、本会の事業計画、事業実績及び規約の改正等の重要事項について報告を行う。

(役員会)

第14条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

2 役員会は、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議する。

3 役員会は、役員の1/2の以上の出席をもって成立する。

4 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

5 役員会の議決は、出席役員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(報酬)

第15条 役員は無報酬とする。

(企画運営委員会)

第16条 会長は、事業の円滑な運営を行うために必要と認められるときは、企画運営委員会で協議する。

2 企画運営委員会の運営については別に定める。

(経費)

第17条 本会の運営に関する経費は、原則として、会費及びその他の収入をもってあてる。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、センターに事務局を置く。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

(令和4年11月11日改正)

この会則は、令和4年11月11日から施行する。

附 則

(令和7年11月4日改正)

この会則は、令和7年11月4日から施行する。